

四日市市告示第230号

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智広

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市移住支援金交付要綱（令和2年四日市市告示第210号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 四日市市は、三重県のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。</p> <p>当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるもの</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 四日市市は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。</p> <p>当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるもの</p>

とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 及び (ウ) (略)

とする。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 及び (ウ) (略)
イ及びウ (略)

<p>イ及びウ (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) テレワークに関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</u></p> <p>(交付の申請)</p> <p>第4条 移住支援金の申請者は、申請書（第1号様式）に加え、<u>連帯保証人を1名立てるとともに、申請時において、第3条（1）及び2人以上の世帯の場合にあっては（2）の要件を満たし、かつ（3）、（4）のいずれかの要件に該当することを証する書類（第2号様式）等を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(返還請求)</p> <p>第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を<u>一括請求</u>する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び四日市市が認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) テレワークに関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</u></p> <p>(交付の申請)</p> <p>第4条 移住支援金の申請者は、申請書（第1号様式）に加え、第3条（1）及び2人以上の世帯の場合にあっては（2）の要件を満たし、かつ（3）、（4）のいずれかの要件に該当することを証する書類（第2号様式）等を市長に提出しなければならない。</p> <p>(返還請求)</p> <p>第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び四日市市が認めた場合はこの限りではない。</p>
---	---

(1) 及び (2) (略)

(1) 及び (2) (略)

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

四日市市長 あて

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

【四日市市移住支援金交付要綱】に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ				生年月日
氏名				年 月 日
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就職（一般）		就職（専門人材）	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク				

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「四日市市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて		A. 申請者、世帯員とも該当しない		B. 申請者又は世帯員に該当するものがいる
申請日から5年以上継続して、四日市市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職に関する要件の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職に関する要件の「一般」の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークに関する要件の場合のみ記載) 市町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

(裏面につづく)

5 東京23区への在勤履歴(東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ住民票を移す直前に連続して1年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	

6 移住後の生活状況(テレワークに関する要件の場合のみ記載)

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

7 移住支援金交付申請額(※申請する金額を記入してください)

金 円

8 添付書類(※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。)

- ①移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式1別紙1)
- ②連帯保証人の印鑑証明書
- ③完納証明書(納税義務のある市町村税(本市及び転入前市町村分)について、納期末到来額を除き未納の額がないことを証明するもの)
- ④最新の個人住民税課税証明書
- ⑤身分証明書(提示により本人確認ができる書類)
- ⑥住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類(戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)

※世帯の場合は、移住元(転入前)において同一世帯であったことが確認できること

- ⑦移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑧住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類(※以下の書類)

【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

- ⑧-1 企業等の就業証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【法人経営者又は個人事業主であった者】

- ⑧-2 開業届出済証明書等、移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】
- ⑧-3 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
⑧-1 もしくは⑧-2の書類
- ⑨【就職に関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書(様式2-1)
- ⑩【テレワークに関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書(様式2-2)

【県・市町村確認欄】※記入しないこと

管理コード(三重県及び市町使用欄)

第1号様式 別紙1（第4条第1項関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 四日市市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び四日市市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金の返還に必要がある場合は、官公庁、金融機関、その他関係するところに財産調査、住所調査、その他債権管理に必要な事項につき調査することを承諾します。
- 3 以下の場合には、四日市市移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を一括返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。) : **全額**
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合 : **全額**
 - (3) 当該事業（就職に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 : **全額**
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合
: **半額**

年 月 日

四日市市長 様

(申請者)

住所

氏名

上記の者が、要綱第10条の規定による補助金の返還に応じない場合は、当該補助金の返還債務につき、申請者と連帶して履行する責任を負います。また、債権管理に必要な事項につき、官公庁、金融機関、その他関係するところに財産調査、住所調査、その他必要な事項につき調査することを承諾します。

(連帯保証人)

住所

氏名

(実印)

※連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

第1号様式 別紙2（第4条第1項関係）

四日市市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

四日市市移住支援事業の実施に際して、四日市市が得た個人情報について三重県に提供する場合があります。

三重県及び四日市市は、四日市市移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することができます。

四日市市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び四日市市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び四日市市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。

第2号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

四日市市長 あて

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締約などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合のみ	3 親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号 ※マッチングサイト 掲載求人の場合のみ	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

四日市市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び四日市市の求めに応じて、三重県及び四日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第2号の2様式（第4条第1項関係）

年 月 日

四日市市長 あて

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

四日市市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び四日市市の求めに応じて、三重県及び四日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条第1項関係）

年　月　日

様

四日市市長

移住支援金交付決定通知書

四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　円

○振込予定日 令和　年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を一括請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**

（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）

・申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**全額**

・当該事業（就職に関する要件の場合）において、申請日から1年内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**

・申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合
：**半額**

2 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、四日市市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あります。）

第3号様式（第5条第1項関係）

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条第1項関係）

年　月　日

様

四日市市長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　円

○振込予定日 令和　年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の一括返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。)
- ・申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・当該事業（就職に関する要件の場合）において、申請日から1年内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合
：半額

2 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、四日市市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あります。）

第6号様式（第8条第1項関係）

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の四日市市移住支援金交付要綱第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に四日市市に移住した者に対する移住支援金の交付について適用し、同日前に四日市市に移住した者に対する支援金の交付については、なお従前の例による。

(シティプロモーション部 観光交流課)